

# 第14回通常総会ご案内

07年8月20日(月) / 平和と労働会館

今年も総会シーズンを迎えました。

以下のように東京税財政研究センターの第14回通常総会を開催します。万障くり合せて出席して下さい。

総会議事

事業活動報告

## 決算報告（報告事項　監査報告）

事業活動計画

## 予 算 案

役員選挙

## その他

— 1 —

平和と労働センター・全労連会館  
113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
TEL 03-5842-5610 FAX 03-5842-5609

## ◆ 第二部 各研究部会報告

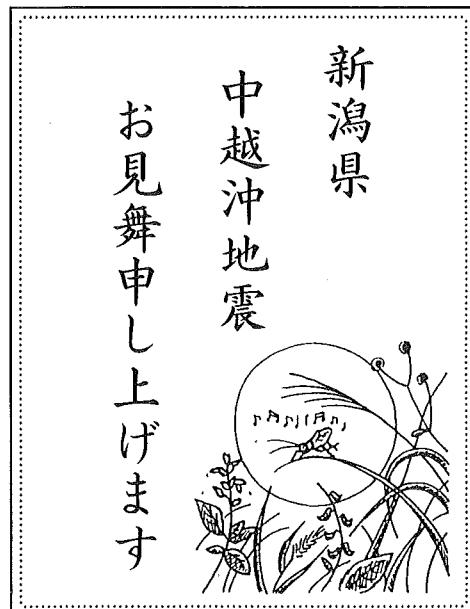
## ◆ レセプション

当研究センターは1994年に発足してから14年目を迎えます。

会員、賛助会員は、発足当時の 51 名から 172 名に増加しました。

活動は公開講座をはじめ、各種出版、講演・講座、寄稿など広く社会的な貢献をしました。とくに昨秋の公開講座では大増税の核心を立体的に明らかにする試みが功を奏し過去最高の137人参加を印しました。また、研究会の学習の蓄積による「税務調査の法律的知識」の刊行は大きな反響をよびました。

今後さらに活動を強化するよう、情勢は求めて  
いるといえましょう。



# 骨太方針〈07〉にみる 抜本的税制改革の方向

熊澤通夫

さる 6 月 19 日に閣議決定した安倍政権初の骨太方針「経済財政改革の基本方針 2007 ~「美しい国」へのシナリオ~」(以下「基本方針 07」)は、参院選をにらみ、小泉政権の負の遺産が顕在化し国民の不満が高まっていることを反映して、きわめて曖昧な表現が多い。とくに消費税増税は選挙中、言を左右にして逃げた。このために読みきれない箇所もあるだろうが、税制改革に関する主な内容を紹介する。

## ◆イノベーションとオープン化

「基本方針」のキーワードは「経済成長と歳出・歳入一体改革は車の両輪」で、まず、経済政策として「高い」経済成長をとげるという。

「基本方針」には具体的な数字を書いていないが、実質成長率 2.5 %程度、名目成長率 4 %程度を目指すといわれている。ちなみに 06 年度の実質成長率は 2.1 %、名目成長率 1.4 %だったから、かなり高い目標だし、名目成長率が実質成長率を上回る「インフレ」を目指すものである。

このために国をあげて生産性向上をはかるものとし、「基本方針」では「イノベーション」(画期的技術革新・開発)とオープン化(国際競争力強化プラス国内市場の開放)を基本政策に掲げている。しかし、前者は、サプライサイド重視による成長政策で、さしあたり法人税減税となり、やがて成長につながるという期待であって、当面する経済成長に直結するものではない。また、後者は国内で一層の痛みをます「改革」となる。

したがってこの政策の実行は、現在の景気が今後、一定期間、持続したとしても、特定大企業が潤う一方で、中小企業のリストラ・倒産の増加と労働者への合理化による「格差」拡大と貧困の増加を生む結果となるものである。

## ◆歳出・歳入一体改革

つぎに歳出・歳入一体改革で、2011 年度までにプライマリーバランスの回復を目標に掲げた。このためにまず、徹底した歳出削減を行い、06 年度をベースラインにして 11.4 兆円から 14.3 兆円を削減し、なお不足する 2 兆 2 千億円から 5 兆 1 千億円を増税と自然増収で賄うこととした。高い経済成長を求めるのは増税への依存を少なくみせる思惑からである。

歳出削減の中心は、社会保障費、公務員人件費、

公共事業費、地方交付税交付金であり、小泉政権を引き継いで「小さな政府」を目指す新自由主義的政策の実行を明らかにしているが、防衛費、とくにミサイル防衛関係と米軍再編費用は完全な聖域となっている。

しかし「プライマリーバランス」の回復は、財政再建にとって一里塚に過ぎない。公債残高の GDP 比を継続的に下げるつぎの目標が作られている。そのときには「否応なき増税」を予定するのである。

## ◆消費税増税など抜本的税制改革

「平成 19 年秋以降、税制改革の本格的論議を行い、平成 19 年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む」(「基本方針 07」)と書き、参院選後の夏休みが終わったらスイッチオンして、来年 3 月末を目途に、それこそ「脱兎」の勢いで抜本的税制改革を行うと宣言したものの、内容は「税制改革の基本哲学」と称する約 1 ページの抽象的表現で、意図的にわかりにくくしたと思われる悪文である。

その基本的構想はわが国経済の成長力強化、とくに国際競争力を強化する税制の更なる再構築と財政再建のための増税および地方制度再編を目指す地方税制改革にあり、内容を概観すると以下のように分析できる。

第一に税制改革全体として課税ベースを広くして増税を行いつつ、税率を抑制し累進性を緩和(強化しない)すること。

第二にサプライサイドによる成長政策のインフラとして税制を位置づけ投資優遇の税制改革を行うこと。

第三に消費税の社会福祉目的税化と増税を行うこと。

第四に交付税を削減しつつ地方自治体の不交付団体化をはかり、地方税の増税を促すこと。および地方間の財源均衡を図るために法人二税の改革と地方消費税の再配分または増税を行うこと。

第五に納税者番号制の採用、電子申告の活用など税務行政の IT 化を促進するとともに、源泉徴収、特別徴収の対象を拡大すること。



去る4月26, 27日開かれた全国国税会議の会議資料の要旨である。

#### ～業務・システム最適化計画～

「IT化の一層の推進による効率化を図る観点から、最適化計画に沿って、国税関係の業務とシステムを一体として見直し実施しているところである。」

「e-TAXの機能運用の改善、確定申告書等作成コーナーの機能改善」「KSKシステムとOAシステムの端末機等の統合による効率化」「徴収システムの高度化、オープンシステム化」

#### ～税務相談の見直し～

「税務相談を一般相談と個別照会に区分し一般相談は電話相談センターにおいて受理するとともに、個別照会は税務署において対応する」「税理士等からの一般相談については原則受理しない方向とし、税理士会に対し自己解決に向けた要請を行う。」「全国に電話相談センターを設置し、一般相談を集中的に受理する体制とする。」「各署では個別照会のみに対応する方向とし、実名・予約制を採用」「電話相談が15分を超えるものの割合を20%以下とすることが目標となっている」

#### ～課税部門の事務運営の試行～

「試行は、内部事務の一元化の試行署に限定することなく実施可能」「各事務系統の特官、統括官等のいずれかをプロジェクトチームのマネージャーとして指名し、課税総括プロジェクトチーム(PT)を編成する。」「個人課税部門、資産課税部門又は法人課税部門の第一統括官のいずれかを課税総括担当として指名する、指名方式」「いずれかの方式によることとする。」

※ 平成19年度では、33署に拡大される予定である。

#### ～調査事務運営のあり方～

「調査課所管法人は大規模事業者に特化する方向で所管基準の見直しを行った。本事務年度から段階的に実施することを予定している」「資料調査内に審理担当班の設置、体制の強化が図られつつある」「署の国際官・IT官の集中配置により情報交換の充実を図ることとしている」「源泉所得税の質問検査権について、課税部と調査部への重畠的付与を検討」

#### ～公益法人制度改革～

「公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度が創設される」とともに「民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みが創設された」「新制度は同改革法公布日（平成18年6月2日）から2年6ヶ月を超えない範囲で施行され」「経過措置は施行日から5年間とされている（新制度の施行見込み：平成20年12月1日頃）」

#### ～行政不服審査制度の改正の動き～

「総務省内の「行政不服審査制度検討会」は「中間とりまとめ」として公開した。

通則法もこれを踏まえ権利保護規定を拡充する改正を求められる可能性がある。」

#### 〈追記1〉～内部事務一元化～

全国課税部長会議（5月）によると、平成19年度では48署が61署に増加され、平成21年から全署で行われる予定。

#### 〈追記2〉～徴収・クレジットカード納付～

全国国税局長会議（1月）資料による――

国税のクレジットカード納付については、規制改革・民間開放3か年計画において、「クレジットカード払いによる納付について、手数料負担の在り方等諸課題について検討し、平成18年度中に結論を得る」とことされ、これまで検討を行ってきたところであるが、納付税額の一定率に相当する手数料を国が負担することとなる現状では、その導入は困難であると考えている。

ちなみに、クレジットカード納付を既に行っている米国や韓国では、納税者が手数料を負担しており、わが国においても、納税者が手数料を負担する仕組みが採用されれば、国税のクレジットカード納付の実現性が高まるものと考え、その方向で議論を深めているところであるが、現段階ではクレジットカード関係者の理解が得られていない状況にある。

# アメリカ税務行政研修視察旅行



首都ワシントンDC  
ハワイ・オアフ島

- セミナーをジョージタウン大学で
- ハワイ大学にて特別講義



## ● みっちり研修に研修

9月8日出発予定の「アメリカ税務行政研修視察」旅行は、アメリカ滞在6日間のうち3日をジョージワシントン大学でのセミナーに当て、さらにはホノルルで地方税のセミナーを組むなど、研修、研修の旅行です。

目的は、98年IRS改革法の実施（カスタマーサービス等）によって、IRSの使命と執行にどのような変化が生じたのか、前回視察（99年）後どのように変化したのかを検証し、日本の税務行政への影響について考察しようというものです。現在検討されている調査事項は次の5項目です。

- ① 納税者権利憲章はどのように機能しているか。カスタマーサービス、コンプライアンス、調査手続き、徴収手続き。
- ② 紳士者擁護官制度はどのように機能しているか。その成果と課題。
- ③ 税務行政組織変更による成果と課題。
- ④ 税務職員の人事と評価。
- ⑤ 税務訴訟など。

前回の研修視察から8年、わが国の税務行政も従来の「調査、指導、相談、広報」体制から、「調査」中心体制を推進する税務行政機構の構築を目指して既に動き出しています。個人情報保護法が制定され、行政訴訟法が改定されました。会社法が施行され、政府の『IT国家』の掛け声の下で、e-Tax普及が推進されています。アメリカ

追随を一層推し進める日本政府。その意味からも、この研修視察は日本の税務行政の未来像を浮き彫りにする重要な課題を担っているといえます。

## ● 日程表

- 9月8日(土) 午前成田発  
空路ワシントンDCへ (13時間30分)  
9月9日(日) ワシントンDC観光  
9月10日(月)～12日(水) セミナー  
9月13日(木) 空路ハワイへ  
9月14日(金) ハワイ大学で特別講義  
9月15日(土) ハワイ滞在 自由行動  
9月16日(日) 空路帰国 17日(月) 夕刻成田着

## 新入会員紹介

### ※会員

○武田 等  
住所 昭島市玉川町3-31-16  
事務所 新宿区百人町1-16-18. 2F  
東京合同事務所

○工藤 清秋  
住所 小平市小川東町1801-1-107  
事務所 新宿区百人町1-16-18. 2F  
東京合同事務所

今年は被曝・終戦六二年目にある。  
最近になって軍部内でも違論をとなえて  
はばかりなかつた将官を知つた。二〇年  
二月、木更津にある海軍航空基地で連合  
艦隊司令部による作戦会議が開かれ、百  
人ほどの航空部隊指揮官を前にして、艦  
隊の首席参謀が戦況不利を打開するため  
沖縄作戦は全員特攻作戦を行いたい、と  
説明した。席上ただ一人、その作戦に反  
対した将官がいた。「単なる精神力の空  
念仏では心から勇んで立てない」。

美濃部正少佐その人である。結果美濃  
部自ら率いる芙蓉部隊は、特攻作戦（菊  
水作戦）に加わるよう命令されても「部  
下に命令することはできない」と譲らな  
かった、という。（保坂正康「特高と日  
本人」）また同書は、陸軍部の指導班は、  
特攻兵器の突撃艇（兵装は爆雷二箇）の  
試験を一九年七月、隅田川で実施、試作  
の完了をみたと紹介している。過去のこ  
とはいえ関東に住める私たちにとって  
穏やかではない。

八月を、歴史を思いおこさせる月にし  
たい。

死んだ兵士が残したもののは、  
ゆがんだ銃とこわれた地球  
との歌が聞こえてくる。  
「靖国」派の人々は、八月にどんな感  
慨をおもちになる。伺いたいものだ。

ザ・コラム